

15生畜第 2155号
平成15年 6月27日

独立行政法人肥飼料検査所理事長 殿

農林水産省生産局長

水産庁長官

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」
の一部改正について（通知）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。） 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「令」という。） 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号。以下「規則」という。）及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）については、今般、食品の安全性の確保に関連する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する制度改革に関連して、所要の改正が行われた。

これに伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（通知）」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成15年7月1日より施行することとしたので、御了知の上、事務の参考とされたい。